

# 児童手当制度が変わります!

令和6年  
(2024年)  
**10月**から  
(12月支給分から)



申請が必要な方がいます。  
ご注意ください

## 1. 支給対象が拡大します

0歳～中学校修了までの子を  
養育している方  
(15歳到達後の最初の年度末まで)

0歳～高校生年代までの子を  
養育している方  
(18歳到達後の最初の年度末まで)

## 2. 所得制限が撤廃されます

### 所得制限

所得制限限度額、所得上限限度額あり

### 手当月額

3歳未満		月 15,000円
3歳～ 小学校修了まで	第一子・第二子	月 10,000円
	第三子以降	月 15,000円
中学生		月 10,000円

※児童を養育している方の所得が所得「制限」限度額以上、所「上限」限度額未満の場合には、特例給付として月5,000円を支給。  
※第三子以降の算定対象は18歳到達後の最初の年度末まで。

### 所得制限

所得制限なし

### 手当月額

3歳未満	第一子・第二子	月 15,000円
	第三子以降	月 30,000円
3歳～18歳 18歳到達後の 最初の年度末まで	第一子・第二子	月 10,000円
	第三子以降	月 30,000円

※特例給付はなくなり、受給者全員が上記の支給額に。  
※第三子以降の算定対象は22歳到達後の最初の年度末まで。

## 3. 偶数月(年6回)に支給されます

### 支給月

2月・6月・10月(年3回)

※各前月までの4か月分を支給

### 支給月

2月・4月・6月・8月・10月・12月(年6回)

※各前月までの2か月分を支給



### 申請について

児童手当の申請は、お子様を養育している方が、お住まいの市区町村に申請してください。  
※養育している方がご両親など複数名いる場合には、令和5年(2023年)の所得が高い方が申請してください。  
※公務員の方は勤務先に申請してください。

こどもまんなか  
こども家庭庁

児童手当の申請など詳細についてはこちらをご参照ください

こども家庭庁 児童手当ウェブサイト

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jidouteate/mottoouen>



◎3人以上の児童を養育している場合に、第1子として数える年齢が22歳年度末まで延長となります。

18歳年度末以降22歳年度末までの子については、親等(受給者)の監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護があり、かつ経済的負担がある場合のみ加算の対象となります。※申請が必要です。

※令和6年度は、平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれのお子さんが加算対象です。

### 手続きに関するフローチャート (参考)

現在、児童手当を受給していますか？※特例給付(児童1人につき月額5,000円)を受給している方も【はい】を選択してください。

はい

いいえ

令和6年4月時点で高校生年代(H18.4.2生～H21.4.1生)の兄・姉がいますか？

A

はい

いいえ

児童の兄・姉(18歳～22歳(H14.4.2生～H18.4.1生)のお子さん)がいて、兄・姉を第1子としてカウントしたときに、児童数が3人以上となりますか？  
※兄・姉(H14.4.2生～H18.4.1生)がいない場合は、「いいえ」を選択してください。

児童の兄・姉(18歳～22歳(H14.4.2生～H18.4.1生)のお子さん)がいて、兄・姉を第1子としてカウントしたときに、児童数が3人以上となりますか？  
※兄・姉(H14.4.2生～H18.4.1生)がいない場合は、「いいえ」を選択してください。

はい

いいえ

B

C

はい

いいえ

B

D

A: 新規の申請が必要ですので、【児童手当認定請求書】を提出してください。また、高校生年代以下のお子さん以外に、18～22歳のお子さんがある場合で、お子さんが3名以上となる場合は、下記【B】の手続きも併せて必要となります。

B: 第3子以降のお子さん分について、増額の対象となる可能性があります。

児童の兄・姉(H14.4.2生～H18.4.1生)を多子加算の算定対象とするために【監護相当・生計費の負担についての確認書】の提出が必要です。

C: 高校生年代の児童分について、原則、申請不要で増額となります。

※対象となる高校生年代のお子さんが過去に嘉手納町での児童手当受給歴がない場合や、転入などの際、新規申請時に加算対象児童として申請がなかった場合は、

【額改定認定請求書】の提出が必要です。

D: 手続きは不要です。

お問い合わせ先

嘉手納町役場 子ども家庭課 児童福祉係 TEL: 098-956-1111 (内線122)